

介護サービス事業者 各位

福井県健康福祉部長寿福祉課

令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書の提出について（通知）

平素より県の高齢者福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算等を取得した介護サービス事業者は、都道府県知事等（各指定権者）へ実績報告書を提出する必要があります。

つきましては、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（[令和5年3月1日老発0301第2号厚生労働省老健局長通知](#)）および「実績報告書記載例」をよくご確認ください、実績報告書を作成・提出してください。

## 記

### 1 令和5年度実績報告書提出期限

**令和6年7月31日（水）必着**

※年度の最終の加算支払いがあった月の翌々月の末日

一般的に国保連からの最終支払（3月サービス分）が5月のため、7月末が期限

### 2 提出書類（実績報告書）

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書（別紙様式3-1、3-2）

※県ホームページから様式をダウンロードし、作成してください。

（県HP）：<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/tokuteishoguukaizenkasan.html>

### 3 提出方法 下記メールアドレスへ電子データで提出（押印不要）

※メール件名およびファイル名は、「【法人名を記載】令和5年度介護処遇改善加算等実績報告書」として提出してください。

### 4 提出および問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部長寿福祉課 介護サービスグループ

E-mail: [hokaisei@pref.fukui.lg.jp](mailto:hokaisei@pref.fukui.lg.jp)

※問い合わせ等が集中するため、問い合わせ等は必ずメールでお願いいたします。

### 5 留意事項

- ・当実績報告書に記載の内容を証明する書類（積算根拠等）を求められた場合には、提出できるようにしてください。（任意様式）
- ・様式変更がされていますので、県HP掲載の様式を使用してください。
- ・作成にあたり、厚生労働省通知および記載例をよくご確認ください。